

庁議における審議要旨

日時

令和7年11月21日（※書面開催）

場所

—

出席者（※書面開催）

区長、副区長、副区長、教育長、総務企画部長、管理部長、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、健康推進担当部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、土木担当部長、会計管理部長、教育部長、総務企画課長、企画担当課長、財政課長、広報課長

付議案件

- 1 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 2 幼稚園教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 3 令和7年度補正予算案（11月会議・追加議案）について

審議の要旨

- 1 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 2 幼稚園教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 3 令和7年度補正予算案（11月会議・追加議案）について
　　庁議メンバーに資料を配布し、特段の意見なく、了承。

配付資料

- 1 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 2 幼稚園教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 3 令和7年度補正予算案（11月会議・追加議案）について

庁議付議予定案件
(令和7年11月21日)

1 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

(職員課)

2 幼稚園教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について

(教育総務課)

3 令和7年度補正予算案（11月会議・追加議案）について

(財政課)

○ 今後の庁議日程

12月 2日（火） 午後 4時00分～

12月12日（金） 午前 10時00分～

件 名	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について												
ポイント	令和7年10月14日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえ、特別区職員労働組合連合会との団体交渉結果に基づき給与条例を改正する。												
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>職員及び会計年度任用職員の給与について、特別区人事委員会勧告を踏まえた給与改定交渉結果に基づき、給料表を改定とともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに初任給調整手当及び宿日直手当の支給額の上限を改めるほか、規定を整備するため。</p> <p>2 特別区人事委員会勧告の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民格差（14,860円、3.80%）を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての級号給について職員の給料月額を引上げ。 ・民間における賞与の支給状況を勘案し、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の支給月数を0.05月引上げ（現行4.85月→4.90月）。 ・医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、東京都との均衡を考慮し、改定等を行うことが適当。 <p>3 改正内容</p> <p>(1) 給料表の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任給について、人材確保の観点、民間企業の動向等を踏まえて引上げ。 ・若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級号給について給料月額を引上げ。 <p>＜参考＞初任給の給料月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採用区分</th> <th>現行給料月額</th> <th>改定後給料月額</th> <th>改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I類</td> <td>220,000円</td> <td>232,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>III類</td> <td>182,000円</td> <td>200,300円</td> <td>18,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別給の支給割合の改定</p> <p>期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ0.025月（計0.05月）引上げ。</p> <p>(3) 初任給調整手当の改定</p> <p>職員（医師）の初任給調整手当の支給額の上限を、以下のとおり引上げ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行 … 315,200円 ・改正後 … 326,900円 	採用区分	現行給料月額	改定後給料月額	改定額	I類	220,000円	232,000円	12,000円	III類	182,000円	200,300円	18,300円
採用区分	現行給料月額	改定後給料月額	改定額										
I類	220,000円	232,000円	12,000円										
III類	182,000円	200,300円	18,300円										

	<p>(4) 宿日直手当の改定</p> <p>宿日直手当の額は、労働次官・労働基準局長通達により、同種の労働者に対して支払われている賃金の1人1日平均額の3分の1以上の額に設定する必要がある。このことから、賃金の引上げに応じて、宿日直手当の支給額の上限を引上げ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行 … 9,100円（年末年始は11,100円） ・改正後 … 9,800円（年末年始は11,800円） <p>4 施行日 公布の日 (令和8年度の特別給の支給割合の改定等は令和8年4月1日)</p> <p>5 改正する給与条例 (1) 職員の給与に関する条例 (2) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p>			
今後の予定	<p>令和7年11月26日 追加議案提出 26日 総務企画委員会（議案審査） 12月5日 議決</p>			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
11月26日 総務企画委員会	11月26日	—	—	—

<主管部課> 管理部職員課

件名	幼稚園教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例について												
ポイント	令和7年10月14日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえ、特別区職員労働組合連合会との団体交渉結果に基づき幼稚園教育職員の給与に関する条例を改正する。												
内容	<p>1 改正理由 幼稚園教育職員の給与について、特別区人事委員会勧告を踏まえた給与改定交渉結果に基づき、給料表を改定するとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合等を改めるため。</p> <p>2 特別区人事委員会勧告の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民格差（14,860円、3.80%）を解消するため、若年層に重点を置きつつ、全ての級号給について幼稚園教育職員の給料月額を引上げ。 ・民間における賞与の支給状況を勘案し、幼稚園教育職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の支給月数を0.05月引上げ（現行4.85月→4.90月）。 <p>3 改正内容</p> <p>（1）給料表の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任給について、人材確保の観点、民間企業の動向等を踏まえて引上げ。 ・若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級号給について給料月額を引上げ。 <p>＜参考＞初任給の給料月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採用区分</th> <th>現行給料月額</th> <th>改定後給料月額</th> <th>改定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学卒</td> <td>233,300円</td> <td>245,800円</td> <td>12,500円</td> </tr> <tr> <td>短大卒</td> <td>215,200円</td> <td>229,900円</td> <td>14,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）特別給の支給割合の改定 期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ0.025月（計0.05月）引上げ。</p> <p>（3）義務教育等教員特別手当の改定 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給するものとし、その月額については、校務類型にかかる業務の困難性その他の事情を考慮して算定する。</p> <p>4 施行日 公布の日 (義務教育等教員特別手当の改定については令和8年1月1日)</p>	採用区分	現行給料月額	改定後給料月額	改定額	大学卒	233,300円	245,800円	12,500円	短大卒	215,200円	229,900円	14,700円
採用区分	現行給料月額	改定後給料月額	改定額										
大学卒	233,300円	245,800円	12,500円										
短大卒	215,200円	229,900円	14,700円										

	(令和8年度の特別給の支給割合の改定等は令和8年4月1日)				
	5 改正する給与条例 幼稚園教育職員の給与に関する条例				
今後の予定	令和7年11月26日 追加議案提出 27日 文教・子育て支援委員会（議案審査） 12月 5日 議決				
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見	
11月27日 文教・子育て 支援委員会	11月26日	—	—	—	

<主管部課> 教育委員会事務局教育総務課

件 名	令和7年度補正予算案（11月会議・追加議案）について																			
ポイント	令和7年度補正予算案（11月会議・追加議案）について、その内容を報告する。																			
	<p>1 補正予算の規模及び財源</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>134,100,690</td> <td>644,874</td> <td>134,745,564</td> </tr> <tr> <td>国民健康保険事業特別会計</td> <td>23,352,113</td> <td>19,943</td> <td>23,372,056</td> </tr> <tr> <td>介護保険事業特別会計</td> <td>20,881,881</td> <td>31,231</td> <td>20,913,112</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">[一般会計の財源] 繰入金 644,874 千円</p>				区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	一般会計	134,100,690	644,874	134,745,564	国民健康保険事業特別会計	23,352,113	19,943	23,372,056	介護保険事業特別会計	20,881,881	31,231	20,913,112
区分	補正前予算額	補正額	補正後予算額																	
一般会計	134,100,690	644,874	134,745,564																	
国民健康保険事業特別会計	23,352,113	19,943	23,372,056																	
介護保険事業特別会計	20,881,881	31,231	20,913,112																	
内 容	<p>2 補正事項</p> <p>(1) 特別区人事委員会勧告を踏まえた給与改定等に伴う人件費対応</p> <p style="text-align: right;">【一般会計】 644,874 千円</p> <p style="text-align: right;">【国民健康保険事業特別会計】 19,943 千円</p> <p style="text-align: right;">【介護保険事業特別会計】 31,231 千円</p> <p>職員及び会計年度任用職員の給与について、特別区人事委員会勧告を踏まえた給与改定交渉結果に基づき、職員の給料表及び期末・勤勉手当の支給割合を改定するため、必要な経費を計上する。</p> <p>併せて、議員の報酬月額及び特別職の給料月額並びに議員・特別職の期末手当の支給割合を改定するため、必要な経費を計上する。</p>																			
今 後 の 予 定	令和7年11月25日 本会議（追加議案提出） 11月26日 総務企画委員会（議案審査） 12月 5日 本会議（議決）																			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見																
11月26日 総務企画委員会	委員会報告後	—	本会議議決後	—																

